



# 鳥取県公報

平成 26 年 11 月 25 日(火)  
第 8 6 5 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- |        |   |
|--------|---|
| ◇ 告 示  | 保安林の指定予定 (810) (森林づくり推進課) . . . . . 2               |
|        | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (811) (西部総合事務所地域振興局) . . . . . 2 |
|        | 指定居宅介護支援事業者の指定 (812) (東部福祉保健事務所) . . . . . 3        |
| ◇ 調達公告 | 随意契約の相手方の決定 (水・大気環境課) . . . . . 3                   |

# 告 示

## 鳥取県告示第810号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鳥取市河原町牛戸字南産田65の2、字山根81の2、98の2、231、233、239
- 2 指定の目的  
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第811号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年1月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年11月25日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日  
平成26年11月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人海
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
佐々江 正治
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障がいのある人に対して、就労の場、訓練の場を提供すると共に、障がい者の方を支援する団体、事業所等、福祉活動に協力して頂けるその他の企業と一緒に、障がいのある方達の社会参加、自立

に向けての支援を行う事を目的とする。

#### 鳥取県告示第812号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年11月25日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社アール&エス	ケアプランセンターきらり	鳥取市賀露町南一丁目1-35	平成26年11月14日

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県環境放射線モニタリングシステム改修業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定  
した日 平成26年10月10日
- 4 契約の相手方の名称及び  
所在地 株式会社日立製作所中国支社  
広島県広島市中区袋町5-25
- 5 契 約 金 額 42,660,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種  
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をする  
とその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。  
(政令第10条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県生活環境部水・大気環境課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220